

基本法ニュース

31
第 号

部落解放・人権政策確立の国民運動をすべての地域住民の手で



びわこ南部地域 実行委員会の取り組み

**基本法ニュースの
基本法とは？
「部落解放基本法」
のいっどです**

基本法ニュースの基本法とは、「部落解放基本法」を表しており、びわこ南部地域実行委員会は「部落解放基本法(案)」に盛り込まれた「人権侵害救済法」の早期制定を最大目標としています。

では、一般的に「基本法」とはどういうものでしょうか？

それは国の制度や政策に関する理念、基本方針が示され、その方針に措置(規制や救済措置)を講ずべきことを定めている法律のこと

とを表します。

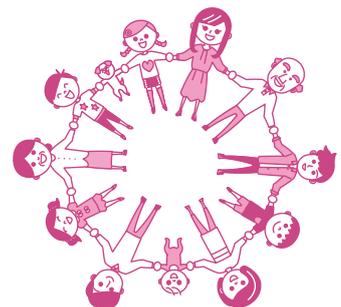
それでは、そもそも「法律」がなぜ必要なのでしょう？

それは、法律が私たち一人ひとりにとってお互いの個性を認め、協力しながら生きていくためのルールであり、私たちの権利を守り、私たちが守らなければならぬことを明らかにすることによって、だれもが自由に活動することができ、より豊かにすることができるところからです。

なぜ、最初にこのような話題に触れたのか、それはまさしくびわこ南部地域実行委員会の取り組みの原点や意義が今まで触れた内容に存在するからです。「部落解放基本法」を制

定するために、法律そのものの理解を深めるための学習や、法律の成立を導くための要請行動、幅広く法律の必要性を広めるための仲間づくり等、各種取り組みを展開していくことが重要です。

ウトロ地区放火事件判決から思う



昨年8月、在日コリアンが多く暮らす宇治市伊勢田町のウトロ地区への放火事件がありました。そして今年8月、この事件に対する京都地方裁判所の判決は、求刑どおりではありませんが、放火に対する量刑にとどまり、「動機は、特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感に基づくもの」と認定しながらも、残念ながら「差別」という言葉は使われませんでした。

このことからわかるように、今の社会には部落差

別をはじめ、あらゆる差別に対する、規制や救済措置を盛り込んだ「部落解放基本法」の制定が急務です。びわこ南部地域実行委員会の最大目標を達成するためには、たくさんの人たちの理解や協力が必要となります。

皆さん一人ひとりが、自分のこととして捉え、行動し、多くの仲間と手と手を携え、共に歩んでいくことこそが、一日も早い「部落解放基本法」「人権侵害救済法」制定の実現に繋がると思っております。

あのみち びのまち

びわこ南部地域における
各市の取り組みを紹介し
ます。今回は守山市と草
津市です。

守山市

現地研修で水平社博物館を 訪問

2022年8月31日(水)、
守山市まちづくり人権教育推
進協議会の現地研修を実施し、
奈良県にある水平社博物館を
訪れました。当協議会は、部
落差別をはじめとした様々な
差別をなくしていくために市
民と協働して活動に取り組ん
でおり、地域等で人権教育や
人権啓発を行う協議会員の資
質を向上させることを目的に、
年1回先進地を訪れることで
学びを深めています。

水平社博物館では、館内ガ
イドによる案内のもと、イラ



見学の様子

ストやタッチパネル等を使っ
て人権確立運動の歴史がわ
かりやすく学べるようにリ
ニューアルした展示を見学し
ました。見学を通し、当時の
差別の実態に憤りを感じると
ともに、差別と闘う人々の熱
い思いに感銘を受け、「人間
は互いに尊敬し合うべき」で
あり「対等で平等な人間関係
を追及する」という水平社創
立の理念に共感しました。

全国水平社創立から100
年目の節目にあたる本年に水
平社博物館を訪れたことは大
変重要な意義があったと考え
ます。今回の研修で得た学び

を、今後の当協議会の差別解
消に向けた啓発活動や、市民
一人ひとりの人権意識をより
一層高めていく取り組みに生
かしていきます。

草津市

草津市では、部落差別をは
じめあらゆる差別をなくすこ
とを目的とした「草津市部落
解放女性のつどい」、「草津市
部落解放青年集会」という2
つの集会を開催しています。
この2つの集会は、有志によ
る実行員会で企画・運営され
ていますが、今回は、昨年度、
コロナ禍により集まっていた開
催ができない中、工夫しなが
ら進めてきた各実行委員会の
取り組みを紹介します。

女性のつどい実行委員会

女性のつどい実行委員会
は、全国水平社創立大会から
100年の節目に、全国水平
社の創立に関わった人々の思
いを学びました。そして、今

もなお身近に差別がある現実
を再確認し、差別をなくす自
らの生き方を自分の言葉で表
現しました。

差別を許さない、なくそう
という、同じ思いを持つ人た
ちとの出会いや活動を通し
て、実行委員自らも自分自身
を振り返り、新たな学び、気
づきから部落差別、女性差別
をなくす具体的な行動に移す
こと、差別をなくす仲間を増
やすことを目的に、劇やメッ
セージを収録し、インター
ネットで配信しました。



青年集会実行委員会

青年集会実行委員会は、わ
たしと、あなたとの差別を
なくす思いをつなげながら社
会にある差別をなくしていく

ことをめざし、「つむぐ」と
いうテーマを掲げて研鑽しま
した。取り組みの中で、部落
差別をとおして自らの意識や
暮らしを見つめ直す研修を積
み重ね、学んだことをもとに
「水平社宣言」、「日常にある
部落差別」、「結婚差別」とい
う3つのテーマをもとにした
啓発資料を制作し、市内の関
係各所に配布しました。



施設にポスターを掲示して
いただいたり、パンフレット
を職場で読んでいただいたり
と、より多くの方と差別をな
くす思いを共有し合える取り
組みができました。

JAレーク滋賀守山野洲地区の取り組み

基本方針

人権問題の解決は基本的人権に関わる最も重要な国民的課題であって、組合の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会を実現するため、役員をはじめ職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じて、全ての事業において人権尊重を基本とした活動を推進する。

活動について

当JAでは、人権尊重の経営理念に基づく事業活動に取り組んでいます。

人権教育においては、四半期に一度の職場内人権問題研修会を実施し、全職員が参加することで、人権感覚を高め、お互いに人権を尊重しあえる人間性豊かな職員づくりをめざしています。

また、管内の組合員へ毎月配布している広報誌では、同

和問題啓発資料の折り込みや、誌面内には『人権コラム』の掲載を行い、組合員への啓発活動を推進しています。JAは地域社会の一員であるとの自覚のもと、行政機関や関係団体、他企業との連携を強め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に、今後も役員一丸となって取り組んでいきます。



広報誌『ゆいっと』啓発チラシ等



滋賀人権啓発企業連絡会の取り組み

滋賀人企連では、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の早急な解決が国民的な課題であり、同時に企業に要請される社会的責任であるとの認識のもと、関係行政機関等と協力しつつ、企業が自主的・主体的に人権問題に関する正しい理解を深め、あらゆる人権問題の解決に資することを目的としています。

＜年間の主な活動内容＞

- 総会・幹事会
- 研修事業
 - ・ 人事労務担当者研修会
 - ・ 経営者研修会
 - ・ 新入（若手）社員向け研修会
 - ・ リーダー養成講座 等
- 関係団体との連携・交流事業
 - ・ 部落解放研究滋賀県集会
 - ・ 滋賀県人権教育研究大会
 - ・ 部落解放滋賀県女性のつどい 等
- 各種イベントへの参加
 - ・ 人権啓発研究集会
 - ・ 同和問題に取り組む全国企業連絡会全国集会 等

研修事業の紹介

2022年7月7日（木）に近江八幡市の滋賀県立男女共同参画センターで開催した「新入（若手）社員向け研修会」を紹介します。

この研修は、滋賀人企連会員企業・団体の新入（若手）社員を対象に、県の北部・中部・南部の3か所の会場で毎年実施しているもので、今年も「部落差別の現状から学ぶ」（講師・丸本千悟さん）、「私もあなたも大切にする関係をつくるために」（講師・山村暁子さん）の2つのテーマで研修会を実施しました。

受講した新入社員から「差別・人権侵害をなくすために、正しい知識と理解を持ち、また、勇気をもって問題提起する、声をあげることが重要であると学びました」との感想もあり、非常に有意義な研修となりました。

今後も時代に沿った様々なテーマでの研修を行っていきたくと考えています。

実行委員会への加盟団体募集！

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会では、人権確立とあらゆる差別撤廃のための法整備に向けて活動をすすめています。

加盟すると、①人権研修の案内②基本法ニュースの配布③人権に関する情報交換ができます。

【年会費】3,000円 【問い合わせ先】事務局 栗東市人権政策課
※機関・団体単位でお願いします。 ☎077-551-0108

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会2022年度 役員構成

- | | | |
|-------|--------|-----------|
| 会 長 | ●石田 佳寿 | (JAレーク滋賀) |
| 副 会 長 | ●國松 康博 | (栗東市) |
| | ●佐野 博之 | (野洲市) |
| | ●中井 昌和 | (部落解放同盟) |
| | ●曾和 康典 | (滋賀人企連) |
| 事務局長 | ●山本 剛 | (部落解放同盟) |

2022年度

第32回定期総会を

開催！

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会定期総会を5月14日(土)、湖南市甲西文化ホールで開催しました。市民団体や企業、議会、行政等が参加し、『人権侵害救済法』の早期制定に向け取り組んでいく等の活動方針等が全会一致で決議・承認されました。

2022年度活動方針

世界人権宣言が国連で採択されて74年、2月にはロシアによるウクライナ軍事侵攻が起こり紛争やテロが世界各地で続発しています。また、国内ではインターネットを使用した誹謗中傷、びわこ南部地域管内においても差別落書き事件や同和地区問い合わせ事件等、差別事象が後を絶ちません。

そのような中で、2022年3月3日には全国水平社創立100年を迎えました。先人の思いを引継ぎ、本実行委員会は、人権侵害救済法の制定に向け組織をあげて取り組んでいくとともに、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に向けて、実効性のある組織として活動していきます。

● 総会後、記念講演を開催しました

◆ 演題 『人の世に熱あれ、人間に光あれ ～全国水平社創立から100年～』

◆ 講師 駒井忠之さん(水平社博物館館長)

◆ 内容 人間性の尊厳を謳いあげた日本初の人権宣言であり、被差別マイノリティ自身が発信した世界初の人権宣言として歴史的に意義深い全国水平社創立宣言。その宣言の背景や解釈等についてご講演いただきました。

水平社創立の理念から、人間の尊厳の実現を共有し、差別は許さないという意識に立ち差別を克服していくこと、多様性を認め合い、成熟した寛容で包摂的な社会の確立に向けて取り組んでいくことが大切であることを学びました。



2022年度幹事級研修会開催(2022年8月8日)

演題「水平社創立100年の

今日的意味と部落解放への課題」

講師

谷元 たいもと

昭信さん

(元部落解放同盟中央書記次長)

部落解放運動の第一線で活動されてきた谷元さんに、水平社宣言及び部落解放運動の歴史的な総括・評価を通じて、水平社宣言の精神を人権文化創造の基調にすえた「部落解放への展望」を提起いただきました。

水平社創立の背景と宣言・綱領・決議の今日的意味を改めて読み解く

1922(大正11)年の水平社宣言には、徹底した「人間賛歌」の思想があります。綱領には「自主解放」の思想や「人間性・人類性」への

の立脚、決議からは、差別への断固たる「抵抗権」の行使が読み解けます。宣言には、部落差別を無くそう

という人たちを惹きつける求心力が存在する一方で、今日から見ると、ジェンダー的な視点の欠落等の弱点も持っています。

解放令150年、水平社100年を経た部落差別解消過程の変遷

部落解放運動の歩みは、差別の現存を認め、部落差別解消推進法が制定された2016(平成28)年から、新たな段階となり、水平社創立100年を機に、共同闘争を具体化・深化させる新たな時代に入ってきています。

部落解放への今日的課題と展望

部落問題解決に向けては、全ての困難を抱えた人の問題解決、水平的社会連帯と地域共生社会の実現をめざし、水平社宣言の精神を人権文化創造の基調にすることが求められています。誰もが人として尊重される社会の実現に向けた取り組みが必要です。

